

審 議 結 果 速 報

(令和6年3月22日)

陳 情 6 年 地 域 第 4 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和6年2月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-4 (R6.2.19)	地 域	政党助成金の廃止を求める意見書の提出について	不 採 択 (R6.3.22)
▶陳情事項 国に対し、政党助成金の廃止を求める意見書を提出すること。			

▶所管委員長報告（R6.3.22本会議）会議録暫定版

法に基づいて当該政治団体などの責任の下に適切に取り扱われるべきものであり、本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないため、「不採択」と決定しました。

▶陳情理由

政党助成法（平成6年法律第5号）では、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととされ、法において交付に関する手続を定めることで、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするものとされている。

総務省は令和6年1月17日、9政党が令和6年の政党交付金を申請したと発表した。朝日新聞の試算では、交付額は前年と同額の315億3,600万円となる。昨年末に前原誠司衆院議員らが立ち上げた「教育無償化を実現する会」は、1億1,800万円が交付される見込みとなった。政党交付金制度に反対する共産党と、みんなで作る党（旧NHK党）は申請しなかった。

前原氏らが抜けた国民民主党以外の7党は前年より増額となる見込みで、自民党が1億4,300万円多い160億5,300万円。立憲民主党は68億3,500万円、日本維新の会は33億9,400万円、公明党は29億800万円、れいわ新選組は6億2,900万円、社民党は2億8,800万円、参政党は1億8,900万円。国民民主党は5,300万円少ない11億1,900万円となる見込み。とんでもない多額である。

同法第4条第1項は「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない」と定めており、政党交付金が好き放題使える状態になっている。今、御承知のように、一部政党は、パーティー券収入をめぐる裏金問題に揺れている。このように、明朗会計ができない政党には、そもそもこのような金員を受け取る資格はない。さらに、政党交付金は、国民にとって、支持しない政党に対し、金員の出捐を強いられることから、憲法上の思想良心の自由に反するのではないかとの指摘すらある。

政党は、当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するものや、これに該当しない衆議院議員又は参議院議員を有するもの（5人以下の場合）で、直近において行われた衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるものについて、政党助成法上の政党とした上で、これに対し、得票に250円を乗じた金額が交付される。

しかし、考えてみれば、足羽さんの活動には何らの交付金は支給されないのに、ある程度の得票を得た団体だけ優遇され、活動が支援・強化されるのは、国民の思想の自由、また、法の下での平等に反している。

私は、裏金政党に対し、政党助成金という形で税金がわたっているのが、断じて容認できない。

ついては、貴議会において、政党助成金の廃止を求める意見書を国に提出いただきたく、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太（倉吉市）

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 政党助成法（以下「法」という。）においては、「議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする」と規定されている。（法第1条）
- 2 この政党に対する公的助成制度は、国民が選挙によって選出された国民の代表である国会議員を通じて国政の運営を行う議会制民主主義の下で、国民と国政とを結び国民の政治的意思を国政に反映する媒体としての政党の機能の重要性に鑑み、第8次選挙制度審議会の答申（平成2年）の趣旨を踏まえ、選挙制度及び政治資金制度の改革と軌を一にして創設されたものである。（逐条解説政党助成法・法人格付与法）
- 3 毎年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の算定の基礎となる政党交付金の総額は、基準日における人口に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めるものと規定されている（法第7条）が、政党が過度に国家に依存することなく、公の資金である政党交付金により政党の政治活動の所要額の一部を賄い、政党の政治活動に必要な財政基盤が強化されるように考慮した結果として定められたものである。（逐条解説政党助成法・法人格付与法）

【県の取組状況】

選挙管理委員会において、法の定めに基づき、政党交付金の使途の報告に係る政党の支部の支部報告書等の受理・保存・閲覧等の事務を行っている。